

日本生命病院看護学生奨学金貸付規程

(目的)

第1条

この規程は、看護師、助産師、保健師養成施設の看護大学、短期大学、看護専門学校等（以下「学校等」という）に在学する看護学生に対し、在学中に必要な経費の一部を奨学金として貸付け、就学の便宜を図り、もって日本生命病院（以下「病院」という）の看護職員の確保に資するものとする。（なお、済生会の他部門への就労も同様の扱いとする）

(奨学生)

第2条

- 1 奨学金の貸付けを受ける者（以下「奨学生」という）の数は、年度ごとに別に定める。

(奨学金貸付額)

第3条

奨学生に奨学金として貸付ける額は、下記のとおりとする。

年額	(月額)
600,000円	50,000円

(奨学金貸付期間)

第4条

奨学生に奨学金として貸付ける期間は、原則1年間とする。

(奨学金貸付の申請、決定)

第5条

- 1 奨学金の貸付けを受けようとする者は、「履歴書」「奨学金貸付願」「誓約書」を病院に提出し、申請するものとする。
- 2 奨学金貸付願を提出した者については、病院において選考を行い、採否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。（選考方法は別途連絡する）

(奨学金貸付の手続)

第6条

- 1 奨学生は、本人名義の「口座振込願」を提出するものとし、奨学金は、奨学生の指定口座に振込むものとする。
- 2 奨学生は、奨学金貸付期間中及び病院に対する貸付金の返還責務がなくなるまでの間に、氏名、住所等の異動があった場合は、直ちに病院に届け出なければならない。

(保証人)

第7条

- 1 奨学金の貸付けを受けようとする者は、保証人をたてなければならない。保証人は奨学生と連帯して債務を負担するものとする。
- 2 保証人の氏名、住所に変更があったとき又は保証人を変更しようとするときは、病院に届け出なければならない。
- 3 保証人は、誓約書及び保証人変更届の提出に際しては、印鑑証明書を添付するものとする。

(返還金の額)

第8条

- 1 返還する貸付金の額は、奨学金として貸付けた額の全額とする。
- 2 返還は、確認書を取り交わした上で、貸付けた金額を貸付けた期間で均等に分割して返還する。なお、返還期間は希望により短くすることができる。
- 3 返還に際しては、金利を徴集しない。

(奨学金の停止、貸付金の返還)

第9条

- 1 奨学生が、次の各号の一に該当するときは、病院は奨学金の貸付を停止し、奨学生は前条の規定に従い貸付金を返還するものとする。
 - (1) 自己の都合により奨学生を辞退したとき。
 - (2) 自己の都合又は病気等により退学したとき。
 - (3) 学則の定めにより退学を命ぜられたとき。
 - (4) 学業途中において、停学又は留年、休学等（傷病、その他やむを得ない理由と病院が認めた場合の留年、休学等を除く）、奨学生として適性を欠き、奨学生を取り消されたとき。
 - (5) 卒業後、病院に直ちに勤務しなかったとき及び病院の許可する学校以外の学校に進学したとき。
 - (6) 病院の看護職員採用試験に不合格のとき。
 - (7) 卒業後、初回の国家試験に不合格となり、病院の看護職員採用を取り消されたとき。
 - (8) 卒業後引き続いて病院の看護職員となった後、奨学金の貸付けを受けた期間以内に退職したとき。
 - (9) 死亡したとき。
- 2 奨学生は、退学、停学、留年、休学等となったとき、保証人は奨学生が死亡したとき、直ちに病院に届け出なければならない。

(返還債務の猶予)

第10条

- 1 奨学生が卒業後、病院の許可する大学院、大学、保健師、助産師学校等に進学するため、直ちに病院に勤務できないとき、又は病院の看護職員

となって、疾病、負傷等やむを得ない理由により業務に従事できないときは、病院が許可した場合には、その期間について返還債務の猶予を受けることができる。ただし、病院の許可する学校等（大学院を含む）に進学するための猶予期間は、その学校等の学則に定める正規の在学期間とする。

- 2 前項の場合には、返還猶予申請書を病院に提出しなければならない。

(返還金の免除)

第 11 条

- 1 奨学生が、卒業後直ちに病院の看護職員となり、奨学金を貸し付けた期間以上勤務した場合は、奨学金貸付額の全額の返還を免除する。
- 2 奨学生が、卒業後直ちに病院の看護職員となり、奨学金を貸付した期間の半分の期間を超えて勤務した場合は、奨学金貸付額の半額の返還を免除する。
- 3 奨学生が、病院の看護職員となって、業務に起因する、死亡、心身の疾病のために業務を継続することができなくなったときは、返還金を免除する。

(細則の制定)

第 12 条

この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(附則)

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日より施行する。

以上